

第 18 回 建築構造基準委員会・構造関係規定のあり方に関する検討会（第 5 回）合同会議
議事要旨

日時：令和 4 年 2 月 22 日（火）13:00～15:00
WEB システムによる会議形式

1 開会

2 議事

（1）建築構造基準に係る告示改正案等について

①あと施工アンカーの強度指定の対象範囲の拡大について<審議>

- ・あと施工アンカーを非構造部材の接合部に使う場合はどのような取扱いとなるのか。
⇒今般の見直しは構造計算する際の許容応力度を指定できるようにするものであり、非構造部材に使う場合の取扱いは従来と変わらない。
- ・部分安全率 F_{safe} を構成する $\alpha_1 \sim \alpha_4$ については、参考値が示されるのか。
⇒考え方はガイドラインで示しているが、具体的設定方法は申請者が検討の上、評定で審査される。
- ・ある現場で使うために取得した評定と同じ方法で別の現場で使う場合でも、別途評定を取得する必要があるのか。
⇒評定を取得するにあたり、設置する条件等を定めて設計指針や管理指針を策定することになるので、条件が同じであれば当該評定を活用できるが、条件を逸脱していれば、それぞれに評定が必要となる。

②CLT に係る建築基準の合理化について<審議>

- ・告示を改正しただけでは中々活用されないのでは、解説書やマニュアル等も告示改正に合わせて見直しをいただきたい。
- ・CLT の強度はかなり低めに抑えられているという印象。
- ・開口部の寸法について、24cm 角が 25cm 角に拡充されても、それほどインパクトがないのではないかと。
- ⇒開口部の寸法の緩和と合わせて、これまでルート 1 では開口部があると許容水平耐力の計算に算入できなかったものを算入できるようになるので、インパクトは大きいと考えている。

③伝統的構法の利用促進のための小屋ばり組仕様の合理化について<報告>

- ・伝統的構法の建築物のみが対象となるのか。それとも一般的な木造建築物も対象となるのか。
⇒一般的な木造建築物も対象となることを想定している。
- ・鉛直材の耐力や剛性が上がった場合もこれで大丈夫かどうか、よく検討してほしい。

①、②については、今後、国交省、国総研・建研において、基準化に向けた準備などの手続き

を進めていくことが了承された。

(2) 構造関係規定のあり方に関する検討について

① 社会資本整備審議会の答申について<報告>

(説明のみで特に質疑等はなし)

② 構造関係規定のあり方に関する検討について<審議>

- ・鉄骨造におけるルート1-3の適用範囲について、戸建て住宅では柱相互の間隔、共同住宅では延べ面積の条件が厳しい。もう少し適用範囲を拡大できないか。

⇒提示した条件でしか検証していない。適用範囲の拡大は今後の検討課題とさせていただきたい。

- ・省エネ性の高い建築物の必要壁量の数字は結構大きく違和感がある。
- ・2025年に省エネ基準適合が義務化されると、この壁量への適合が求められることになるのか。また既存建築物を改修する場合の取扱いはどうなるのか。

⇒お示ししたのは ZEH レベルの省エネ性の建築物における必要壁量である。将来的には ZEH レベルに引き上げていくことも視野に入れているものの、2025年に義務化される水準は ZEH レベルではない。重量が大きく変わらない改修の場合の基準適合の考え方は、今後検討していく。

- ・併用構造における剛性率の合理化について、併用構造でなければこの剛性率の考え方が適用できないというものではない。併用構造ではない場合との連続性も意識しながら検討いただきたい。

(3) その他 <報告>

(説明のみで特に質疑等はなし)

3 閉会

以 上